

第9章 国民年金制度について

1 国民年金制度

担当課 国保年金課 国民年金係 ☎ 2 2 5 - 2 1 2 1

国民年金制度は、全ての方に生涯にわたって基礎年金を支給するとともに、病気や事故で障がいが残ったときや、生計維持者が死亡したときの不測の事態に備える社会保険制度です。

区 分	内 容
国民年金に加入する方	日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、国籍を問わず、必ず日本の公的年金制度(国民年金または厚生年金)に加入しなければなりません。 ◎国民年金の加入者は次の3種類に分けられます。 ○第1号被保険者 自営業、農業、自由業、無職、学生などで、20歳以上60歳未満の方 ○第2号被保険者 厚生年金に加入している会社員、公務員など ○第3号被保険者 第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の方 ◎希望すれば加入できる方(任意加入被保険者) ○海外に住む20歳以上65歳未満の日本人 ○日本国内に住む60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない方 ○昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳になっても受給資格期間を満たせず、70歳までの期間で受給権が確保できる方
国民年金保険料	第1号被保険者と任意加入被保険者は、20歳から60歳になるまでの40年間、保険料を納めることになっています。 ◎保険料額(令和7年度) ・定額保険料 月額 17,510円 ・付加保険料 月額 400円(希望者のみ) (将来、少しでも多くの年金を希望する方は、手続きをすれば定額保険料に付加保険料を上乗せして納付することができます。) ※第2号被保険者は、厚生年金等に参加しているため、国民年金保険料を納める必要はありません。 ※第3号被保険者は、配偶者が参加している年金制度から拠出されるため、国民年金保険料を納める必要はありません。 国民年金保険料の納付が困難なときには、免除等の制度があります。 ◎保険料の免除制度 保険料の免除には、法で定められた要件に該当する法定免除と、申請して承認されると免除となる申請免除があります。

区 分	内 容
国民年金保険料	法定免除 第1号被保険者が、次のいずれかに該当したときに届け出れば、その間の保険料は免除されます。 ① 障害基礎年金又は被用者年金制度の障害年金（1級、2級）の受給権者になったとき ② 生活保護法による生活扶助を受けているとき ③ 厚生労働省令で定める施設に入所しているとき 申請免除 申請免除には、所得に応じて「全額免除」・「4分の3免除」・「半額免除」・「4分の1免除」の4段階があります。 「申請者（被保険者）」、「申請者（被保険者）の配偶者」、「世帯主」のそれぞれが、前年所得などの定められた基準に該当する場合、日本年金機構が審査して承認されると、保険料の全額又は一部の納付が免除されます。 ① 前年の所得（収入）が一定基準以下のとき ② 失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことが確認できるとき ③ 地方税法に定める障がい者又は寡婦、未婚のひとり親であって、前年の所得が135万円以下であるとき ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき ⑤ 特別障害給付金を受けているとき ※申請時点から2年1か月前までの期間について申請できます。 ※免除された期間は年金受給資格期間に算入されます。 年金額の計算については、「全額免除」は「2分の1の納付」、「4分の3免除」は「8分の5の納付」、「半額免除」は「8分の6の納付」、「4分の1免除」は「8分の7の納付」として金額に反映されます。 ただし、一部免除された期間については、保険料を納めないと未納扱いとなります。 ※手続きに必要なもの 別表参照 ◎納付猶予制度 50歳未満で「申請者（被保険者）」、「申請者（被保険者）の配偶者」の所得が少なく、納付が困難なときは、前年所得などの定められた基準に該当する場合、申請により日本年金機構に承認されると保険料の納付が猶予されます。 ① 前年の所得（収入）が一定基準以下のとき ② 失業、倒産、事業の廃止、天災などにあったことが確認できるとき ③ 地方税法に定める障がい者又は寡婦、未婚のひとり親であって、前年の所得が135万円以下であるとき ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けているとき

区 分	内 容
国民年金保険料	※申請時点から２年１か月前までの期間について申請できます。 ※承認された期間は年金受給資格期間に算入されますが、10年以内に後から納付（追納）しないと年金額には反映されません。 ※手続きに必要なもの 別表参照 ◎学生納付特例制度 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などに在学する20歳以上の学生等で、学生本人の前年所得が128万円以下の場合、申請により日本年金機構に承認されるとその期間の納付が猶予されます。 ※申請時点から２年１か月前までの期間について申請できます。 ※手続きに必要なもの 別表参照 ◎産前産後免除制度 第１号被保険者の方は、届出により、出産（予定）日が属する月の前月から最大４か月間（多胎妊娠の場合は、出産（予定）日が属する月の３か月前から最大６か月間）の国民年金保険料が免除されます。 産前産後期間の免除制度は、保険料が免除された期間も納付されたものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。 保険料を前納されている場合には、支払った保険料は全額還付されます。 ※出産とは、妊娠85日（４か月）以上の出産をいい、死産、流産、早産、人工妊娠中絶を含みます。 ※出産予定日の６か月前から手続きできます。（出産後でも手続き可能です。） ※保険料免除制度を利用されている方も別途届出が必要です。 ※手続きに必要なもの 別表参照

区 分	内 容																									
国民年金保険料	※別表																									
	<table><tr><th>手続きに必要なもの</th><th>申請免除</th><th>納付猶予</th><th>学生 納付特例</th><th>産前産後 免除</th></tr><tr><td>①年金手帳又は基礎年金番号又は個人番号がわかるもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>②学生証（コピーの場合、表・裏の両面が必要）又は在学証明書</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>－</td></tr><tr><td>③失業（退職）したことを確認できる書類 ※次のいずれか（コピー可） 雇用保険の被保険者だった方は、 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ※雇用保険未加入の方や、その他詳細については、お問い合わせください。</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>－</td></tr><tr><td>④出産（予定）日がわかるもの ※次のいずれか（コピー可） ・母子健康手帳（コピーの場合、被保険者の氏名及び出産（予定）日が確認できるページが必要）又は医療機関発行の証明書 ※死産等の場合 ・死産証書又は死胎埋火葬許可証</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td></tr></table>	手続きに必要なもの	申請免除	納付猶予	学生 納付特例	産前産後 免除	①年金手帳又は基礎年金番号又は個人番号がわかるもの	○	○	○	○	②学生証（コピーの場合、表・裏の両面が必要）又は在学証明書	－	－	○	－	③失業（退職）したことを確認できる書類 ※次のいずれか（コピー可） 雇用保険の被保険者だった方は、 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ※雇用保険未加入の方や、その他詳細については、お問い合わせください。	△	△	△	－	④出産（予定）日がわかるもの ※次のいずれか（コピー可） ・母子健康手帳（コピーの場合、被保険者の氏名及び出産（予定）日が確認できるページが必要）又は医療機関発行の証明書 ※死産等の場合 ・死産証書又は死胎埋火葬許可証	－	－	－	○
	手続きに必要なもの	申請免除	納付猶予	学生 納付特例	産前産後 免除																					
	①年金手帳又は基礎年金番号又は個人番号がわかるもの	○	○	○	○																					
	②学生証（コピーの場合、表・裏の両面が必要）又は在学証明書	－	－	○	－																					
	③失業（退職）したことを確認できる書類 ※次のいずれか（コピー可） 雇用保険の被保険者だった方は、 ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証 ※雇用保険未加入の方や、その他詳細については、お問い合わせください。	△	△	△	－																					
④出産（予定）日がわかるもの ※次のいずれか（コピー可） ・母子健康手帳（コピーの場合、被保険者の氏名及び出産（予定）日が確認できるページが必要）又は医療機関発行の証明書 ※死産等の場合 ・死産証書又は死胎埋火葬許可証	－	－	－	○																						
○・・・必要 △・・・場合によって必要																										

区 分	内 容
年金の受給	国民年金は公的年金の基礎部分として支給され、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の３種類があります。 ◎老齢基礎年金 年金を受給するためには次の期間を合計して、原則として、最低10年（120か月）以上の期間が必要です。 ① 国民年金の保険料を納めた期間 ② 昭和36年４月以降の厚生年金及び共済組合の加入期間 ③ 第３号被保険者であった期間 ④ 保険料の免除を受けた期間 ⑤ 学生納付特例・納付猶予を受けた期間 ⑥ 任意加入できる方が加入しなかった期間の合算対象期間 ※⑤、⑥の期間は年金額に反映されません。 ○老齢基礎年金の年金額（令和７年４月～） ※20歳から60歳までの40年間の保険料を納めた場合 69歳以下の方は、年額831,700円（月額69,308円） 70歳以上の方は、年額829,300円（月額69,108円） なお、納付期間が40年に満たない場合は、その期間分だけ減額されます。 ※原則として年金の受給は、65歳からとなりますが、希望により60歳からでも繰上げて請求することができます。ただし、繰上げ請求をした場合は、一生涯年金額が減額されたり、障害基礎年金や寡婦年金の受給に制限があったりしますので、十分御注意ください。 繰り上げ受給とは （60歳以後65歳になるまでの間に老齢基礎年金を受け取ること） 繰り上げた月数に応じて、１か月当たり0.4%（昭和37年４月1日以前生まれの方は0.5%）減額されます。 繰り下げ受給とは （66歳以後75歳になるまでの間に老齢基礎年金を受け取ること） 繰り下げた月数に応じて、１か月当たり0.7%増額されます。

区 分	内 容				
年金の受給	◎障害基礎年金 国民年金に加入中又は国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している方が、病気や事故で障がいが残ったときや、20歳前の事故や疾病等で障害認定日に政令で定められている障がい（国民年金の障害等級の1級・2級）の状態になった場合に、障害基礎年金が支給されます。 ○障害基礎年金の支給要件 ① 初診日の前日において、初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）の前々月までに、被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済期間（免除期間、学生納付特例期間を含む）があること、又は令和8年3月31日までに初診日がある場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に未納期間がないこと。 なお、初診日は65歳に達する前日までとなります。 ② 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、又は症状が固定した日）以降に、国民年金法で定められている障害等級の1級・2級の状態になっていること。 ※20歳前の病気やケガによる障害基礎年金は、原則として20歳から支給されます（本人の所得制限あり）。 ○障害基礎年金の額（令和7年4月～） 1級：69歳以下の方は、年額1,039,625円（月額86,635円） 70歳以上の方は、年額1,036,625円（月額86,385円） 2級：69歳以下の方は、年額831,700円（月額69,308円） 70歳以上の方は、年額829,300円（月額69,108円） ※受給者によって生計を維持されている子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子又は国民年金法に定める障害等級1級・2級の状態にある場合には20歳未満の子）があるときは、2人目まで各239,300円、3人目から各79,800円が加算されます。 ◎特別障害給付金制度 任意加入期間に加入していなかったため、障害基礎年金が受給できなかった方に支給されます。 ○対象者 ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象だった学生 ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象だった厚生年金や共済組合に加入していた方の配偶者 ※上記の期間中に生じた傷病により、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障がいの状態にある方が対象です。ただし、収入や年金の受給状況により支給が制限される場合があります。 ○特別障害給付金の額(令和7年4月～) <table border="0"> <tr> <td>障害基礎年金1級相当に該当する方</td> <td>月額56,850円</td> </tr> <tr> <td>障害基礎年金2級相当に該当する方</td> <td>月額45,480円</td> </tr> </table>	障害基礎年金1級相当に該当する方	月額56,850円	障害基礎年金2級相当に該当する方	月額45,480円
障害基礎年金1級相当に該当する方	月額56,850円				
障害基礎年金2級相当に該当する方	月額45,480円				

区 分	内 容
年金の受給	◎遺族基礎年金 国民年金加入中又は老齢基礎年金を受ける資格期間(原則として25年)を満たした方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」に支給されます。 ○死亡者の要件は、次のいずれかに該当する必要があります。 ① 国民年金の被保険者であること ② 国民年金の被保険者であった方で、日本国内に住所を有し60歳以上65歳未満であること ③ 老齢基礎年金の受給権者であること ④ 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方であること ※①、②の場合、被保険者期間のうち、保険料の納付済期間(免除期間・納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合計した期間が死亡日の属する月の前々月までに3分の2以上あること ※死亡日が令和8年3月31日までにあるときは、死亡日において65歳未満であり、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと ※「子」とは、死亡当時18歳になった年度の3月31日までの間にある方、または20歳未満で障害等級1級・2級の障がい状態にある方を指します ○支給される期間 子が18歳になった年度の3月31日まで(障害等級1級・2級の障がいの状態にあるときは20歳まで) ※婚姻したときは受給権がなくなります。 ○遺族基礎年金の額(令和7年4月～) 69歳以下の方は、年額831,700円(月額 69,308円) 70歳以上の方は、年額829,300円(月額 69,108円) ※子のある配偶者が受給するとき、2人目まで各239,300円、3人目から各79,800円が加算されます。 ※子が受給するとき、2人目まで各239,300円、3人目からは各79,800円が加算されます。

区 分	内 容
年金の受給	◎国民年金の独自給付 ○付加年金 定額保険料に月額400円の付加保険料を上乗せして納めると、老齢基礎年金額に付加保険料納付月数当たり200円で計算された額が加算されます。 なお、国民年金基金に加入している場合は、付加保険料は納められません。 ○寡婦年金 第1号被保険者としての保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫(婚姻期間が10年以上)が亡くなったときは、妻が60歳から65歳になるまでの間、夫が受け取ることができたはずの老齢基礎年金（付加年金は除く）の4分の3に相当する額を受給できます。 ただし、死亡した夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受給していた場合は、支給されません。 ○死亡一時金 死亡日の前日において、第1号被保険者として保険料を納めた月数（4分の3納付月数は4分の3月、半額納付月数は2分の1月、4分の1納付月数は4分の1月として計算）が36月以上ある方が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなったとき、その方によって生計を同じくしていた遺族（1配偶者、2子、3父母、4孫、5祖父母、6兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）に支給されます。 ※死亡一時金の額は、保険料を納めた月数に応じて120,000円～320,000円です。 ※付加保険料を納めた月数が36月以上ある場合は、8,500円が加算されます。 ※遺族が、遺族基礎年金の支給を受けられるときは支給されません。 ※寡婦年金を受けられる場合は、どちらか一方を選択します。 ※死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。

国民年金に関する届出（問合せ）先一覧

国民年金の届出は、内容により届出先が異なりますので御注意ください。

・国民年金の加入（資格）に関すること

内 容		届 書 名	届出（問合せ）先
20歳になったとき	①第1号被保険者の場合	—	厚木年金事務所
	②第3号被保険者の場合	第3号被保険者該当届	配偶者の勤務先
会社などを退職したとき		資格取得届	国保年金課
配偶者の扶養になったとき		第3号被保険者該当届	配偶者の勤務先
配偶者の扶養からはずれたとき		種別変更届	国保年金課
国民年金に任意加入するとき		任意加入申出書	

※第1号被保険者に限り、20歳になったことによる加入の届出は不要です。

・保険料の納付に関すること

納付書の再発行（紛失したとき）			厚木年金事務所
保険料の還付請求（納め過ぎたとき）		保険料還付請求書	
口座振替の開始・解約・変更するとき		口座振替依頼書	金融機関・年金事務所
保険料免除 の手続	①法定免除の届出	法定免除該当届	国保年金課
	②保険料免除・納付猶予の申請	保険料免除・猶予申請書	
学生納付特例制度の申請		学生納付特例申請書	

・国民年金の受給に関すること

老齢基礎年金の請求			
	①第1号被保険者期間のみの方	年金請求書	国保年金課
	②第3号被保険者期間がある方		厚木年金事務所
障害基礎年金の請求			
	①初診日が第1号被保険者の場合	年金請求書	国保年金課
	②初診日が第3号被保険者の場合		厚木年金事務所
	③20歳前に障がいを負った場合 (社保加入を除く)		国保年金課
	④初診日が60歳以上65歳未満の方で、 日本国内に住所を有している方 (繰上げ請求者を除く)		
年金加入者が死亡したとき			
	①遺族基礎年金の請求		
	・第1号被保険者期間中に 死亡した場合	年金請求書	国保年金課
	・第3号被保険者期間中に 死亡した場合		厚木年金事務所
	②寡婦年金の請求	年金請求書	国保年金課
	③死亡一時金の請求	死亡一時金請求書	
年金受給者が死亡したとき		未支給年金請求書・ 死亡届	厚木年金事務所 又は国保年金課

※年金事務所での受給に関する相談や手続きをご希望の場合は、事前に来所予約が必要です。

また、届出ごとに必要な添付書類が異なりますので、詳しくは事前に届出先又は日本年金機構ねんきんダイヤルにお問い合わせください。

- ・日本年金機構 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165・03-6700-1165
- ・日本年金機構 厚木年金事務所 ☎ 223-7171
- ・厚木市国保年金課国民年金係 ☎ 225-2121